

2023年11月16日

サンフランシスコにおける繁栄のためのインド太平洋経済枠組み会合プレスステートメント

14のIPEFパートナーはIPEFサプライチェーン協定に署名し、IPEFクリーン経済協定、IPEF公正な経済協定、繁栄のためのインド太平洋経済枠組みに関する協定の交渉の実質妥結を発表した。

本日、繁栄のためのインド太平洋経済枠組み（IPEF）の14のパートナーである、オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム国、フィジー、インド、インドネシア、日本、大韓民国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、タイ、アメリカ合衆国及びベトナムは、カリフォルニア州サンフランシスコでのIPEF閣僚級会合において、柱2（サプライチェーン）、柱3（クリーン経済）及び柱4（公正な経済）に関する大きな節目について発表を行った。

2022年5月23日の日本の東京でのIPEF発足の後、2022年9月9日にIPEF閣僚声明が発表されて以降、IPEFパートナーは、8回の対面交渉、幾度とないバーチャルでの中間会合及び多数にわたるあらゆるレベルでの二国間会合、並びに労働、非政府組織及び産業界の声を聞くイベントを含む幅広いステークホルダーとの関わり等を通じて建設的に活動してきた。確固たる努力と忍耐を通じ、14か国のIPEFパートナーは、21世紀の課題に対処し、世界のGDPの40パーセント並びに世界の商品及びサービス貿易の28パーセントを占める重要な地域全体での経済的な関与を強化する革新的かつこれまでにないアプローチを発展させ、記録的な期間で前例のない結果を達成した。

特に、14のIPEFパートナーは、柱3におけるIPEFクリーン経済協定、柱4におけるIPEF公正な経済協定、並びに、継続的な協力を確立しかつ確実にするための閣僚級の評議会及び委員会を設置することを追求する繁栄のためのインド太平洋経済枠組みに関する協定の交渉の実質妥結を発表した。

さらに、IPEFの閣僚は、2023年5月のIPEFサプライチェーン協定の交渉の実質妥結に続けて、今次閣僚級会合において、IPEFサプライチェーン協定に署名した。

IPEFに関する交渉の実質妥結

本日、14のIPEFパートナーは、カリフォルニア州サンフランシスコでのIPEF閣僚級会合において、IPEFクリーン経済協定、IPEF公正な経済協定及び繁栄のためのインド太平洋経済枠組みに関する協定の交渉について実質妥結を発表した。IPEFパートナーは、今、3つの協定案の最終文書の準備に向けて、更なる国内の協議及び法的精査等を含む必要な措置を講じる。それらの協定案がまとまり次第、同協定案は、署名に向けてIPEFパートナーの国内手続に付されることになり、その後、批准、受諾、又は承認が

行われることとなる。

IPEF パートナーは、これらの画期的な協定案を運用可能にし、能力開発及び技術支援のイニシアチブに関して可能な限り早期に協力することを約束する。

IPEF クリーン経済協定

IPEF クリーン経済協定を通じて、IPEF のパートナーは、全てのパートナーにとっての持続可能な成長と成功の促進を確保しつつ、共有する気候目標とネット・ゼロ排出経済へのそれぞれの道筋を積極的に追及することを約束している。そのため、本協定は、エネルギー安全保障と移行、気候変動への強靱性及び適応、温室効果ガス排出の緩和や、持続可能な生活及び公正な移行の促進に向けた努力を含む、クリーン経済への移行のために重要な様々な問題をカバーしている。

具体的には、IPEF クリーン経済協定の下で計画されている協力的な取組を通じて、IPEF パートナーは以下を行う意図を有する。

- クリーンエネルギー及び気候に優しい多様な技術に関する研究、開発、商用化、入手可能性、アクセス性、価格優位性及び展開を加速する。
- インフラ、技術、及び相互に認識された基準、方法や認証に関する協力を通じて、国境を越えたビジネス活動の促進に役立てるため、地域における相互接続性を強化する。
- 地域のサプライチェーンの課題と脆弱性について理解を深め、重要鉱物及び物資を含むクリーンエネルギー技術に不可欠な資源をより多様化され持続可能な形で確保することにより、我々の市場間取引におけるクリーンエネルギーのサプライチェーンを強化する。
- 高品質で、信頼性が高く、経済的に実行可能な電力網と小規模な電力網の地域における開発を支援すること等により、再生可能エネルギー、エネルギー効率及びエネルギー保全を促進する。
- 特にエネルギー部門における費用対効果の高い措置を通じて、2030年までにメタンの人為的な排出を世界的に削減する。
- グリーン海運回廊の確立、持続可能な航空燃料の生産と利用可能性の向上、パートナーが採用している様々な道筋に留意しながら実施する、ゼロ排出輸送を支援するインフラや車両（例えば、ゼロ排出車両とその関連インフラ、持続可能なカーボンニュートラル燃料）の拡大等により道路部門の脱炭素化に関する取組等を通じて、脱炭素化や輸送部門による気候への影響の削減を行う。

- 革新的なクリーン技術の統合、クリーンエネルギーのサプライチェーンの促進及び脱炭素化プロジェクトの実施に焦点を当てた、地域における経済クラスターを特定し、推進する。
- 排出を削減し、生産性を向上させ、気候変動の影響に適応するために、革新的な政策、手段及び技術を通じて、持続可能な農業の取組を推進する。
- インド太平洋地域から製品を調達する企業との協力及びこれらの活動を促進するために必要な条件を整えること等により、森林の減少や劣化の要因に対処しつつ、森林やその他の自然生態系の持続可能な経営、保全及び回復に向けた取組を増やす。
- 投資を促進し、研究開発を促進し、法的・規制的枠組みを強化し、地域的及び国際的な CCUS バリューチェーンの開発と負担しやすい費用でのアクセスに協力し、並びに国際的な測定、報告、及び検証に関する情報を共有することによって、温室効果ガス除去技術のコストを引き下げるための措置を講じる。
- 海洋由来のクリーンエネルギーサプライチェーンの開発及び統合、水の再利用とリサイクルを目指す水関連の気候解決策についての協力、並びにブルーカーボンの保護と回復を強化するベストプラクティスの共有等を通じて気候変動の適応と緩和を促進するため、自然を活用した解決策と生態系に基づくアプローチとみなされる、持続可能な水にかかる解決策と海洋由来の解決策を促進するための行動を加速する。
- 民間部門との緊密な協力、潜在的な非関税障壁の削減、ビジネス環境における一層の明確性及び確実性の向上、又は財政的インセンティブの促進等により、低排出又はゼロ排出の物品及びサービスに対する供給と需要を促進する。
- 自社のサプライチェーンが、検証された低炭素排出又はゼロ炭素排出の電力によって支えられていることを確保することへの企業の選好を認識する。
- 炭素クレジット認証基準、炭素市場への参加のための能力開発、民間部門との協力を含む国際炭素市場における信頼に足る需給創出のための高品質な緩和行動を促進するための協力などの問題に共に取り組むことにより、炭素市場の開発と関与においてパートナーと協力する。
- 気候関連の金融リスクを測定し、管理することは、気候変動の影響から市民と経済を保護することに資するということを認識する。

- 労働力の開発を促進するための教育及び訓練、低コストの気候技術の研究開発、並びにインフラの近代化の支援等の分野を含め、パートナーのクリーン経済への移行を支援するため技術支援及び能力開発の機会を提供する。
- IPEF パートナーがクリーン経済に移行し、質の高い仕事と働きがいのある人間らしい仕事を創出するため、政策立案、労働者の権利、社会的保護、技能向上及びリスクリングに関連する行動や、あらゆるレベルで社会的対話を追求することに際して、労働者とコミュニティの公正な移行を支援する。
- クリーン経済への移行に向けた取組を強化するため、先住民及び地域社会と連携する。

IPEF パートナーはまた、クリーン経済への移行を支援する観点から、気候関連のインフラ、技術及びプロジェクトに対する資金調達の深刻な必要性に対処するため、地域への投資のフローを増加させることを追求する。そのために、本協定には、以下のコミットメントを含める。

- サステナブル・ファイナンス及びトランジション・ファイナンスの推進、革新的な金融メカニズムの促進、安定した、よりシームレスな規制及び政策環境への取組、資金供給に係る異なるアプローチの相互運用性の促進、並びに安全で強靱かつ多様なクリーンエネルギーサプライチェーンの促進等、地域への投資家の信頼を高めるための施策を通じて、投資のフローを増大させる。
- 譲許的資金の展開、ブレンディッド・ファイナンスの構成、保証及びリスク保険、並びに強力な労働者の権利や環境の保護と整合した技術支援の追求、融資可能な気候プロジェクトのパイプラインの開発、そして官民パートナーシップの形成等により、融資へのアクセスを動員し、拡大する。

こうした取組の一環として、IPEF パートナーは、持続可能なインフラと気候技術への投資を促進するため、IPEF クリーン経済投資家フォーラムを毎年開催し、2024 年の上半期にシンガポールで第 1 回会合を開催する。IPEF パートナーはまた、融資可能な気候関連インフラプロジェクトのパイプラインを拡大するための民間インフラ開発グループ (Private Infrastructure Development Group : PIDG) が運営する IPEF 触媒資本基金 (IPEF Catalytic Capital Fund) の設立を歓迎する。

本協定は、IPEF パートナー又はパートナーのグループが共通の目標に向けて彼らの焦点とリソースに優先順位をつけるための協力作業プログラム (CWP) を作成するためのメカニズムを提供する。2023 年 5 月、有志パートナーによる域内水素イニシアチブの立ち上げが最初の CWP として発表され、有志パートナーは協力のための詳細な枠組みを策定しているところである。IPEF パートナーはまた、ブルーカーボン、サステナブルファイナンス、グリーンジョブの主流化、内包排出量算定、メタン削減、バイオ燃料、

電気・電子機器廃棄物の解決策、クリーン電力、炭素市場及び持続可能な航空燃料等の検討中のトピックに関して、新たなCWPの可能性を探ることを歓迎する。

IPEF 公正な経済協定

IPEF 公正な経済協定の下で、IPEF パートナーは、インド太平洋地域における貿易及び投資環境を改善するため、経済の公正性、包摂性、透明性、法の支配及び説明責任の強化するために協働することを約束する。更に、IPEF パートナーは、より高い透明性及び予見可能性のあるビジネス環境が、IPEF パートナーの経済圏における市場において更なる貿易及び投資を駆り立て、かつ、企業及び労働者のための競争条件を対等にすることができることを更に認識する。これらの目標を達成するため、IPEF パートナーは、本協定の下、贈収賄を含む腐敗行為を防止し、及びこれと戦う取組の強化、並びに租税に関する透明性、情報交換、国内資金動員及び税務行政を改善するための取組の強化に向けて協働する。

このため、IPEF 公正な経済協定の下で、IPEF パートナーは次のことを行う。

- 国内及び外国の贈収賄並びにマネー・ローンダリングに関する措置の採用又は維持、及び効果的な履行、並びに適切な会計及び監査基準の確保を含む、国連腐敗防止条約（UNCAC）及び、適用される場合には、経済協力開発機構（OECD）外国公務員贈賄防止条約の下、それぞれの義務に整合的な形で腐敗行為に関する犯罪を効果的に防止し、探知し、捜査し、訴追し、及び制裁を課す取組を強化する。
- UNCAC に整合的な形で、犯罪収益を特定、追跡、凍結、押収及び没収することを可能にする民事又は刑事手続上の措置、並びに回復された犯罪収益の返還及び処分に関する透明性及び説明責任を促進するその他の措置を採用し又は維持し、並びに財産回復に関する国際協力を強化する。
- 贈収賄を含む腐敗行為を防止し、これと戦うため、民間部門の積極的な参加を促進し、贈収賄を含む腐敗行為の存在、原因、重大性及び腐敗行為がもたらす脅威についての公衆の意識を高め、民間部門に対して、贈収賄を含む腐敗行為の防止及び探知に資する内部の統制、倫理及びコンプライアンスに関する計画を実施するよう奨励する。
- マネー・ローンダリングを防止し、政府調達に関するものを含め法人の透明性及び実質的支配者に関する金融活動作業部会（FATF）勧告で設けられた基準を満たすための各国それぞれの法律上及び運用上の枠組みにおける相違に対処し、腐敗行為者が腐敗行為による収益をパートナーの不動産市場に流入させることを防止する具体的な行動をとる。

- 腐敗行為に関する犯罪を通報した個人を適切に保護するための秘匿性のある苦情制度又は手続を採用又は維持する。
- 公務員の職務執行における腐敗行為の危険性に関する意識向上のための教育及び訓練の計画を促進すること等により、誠実性、廉直性及び責任感を高める。
- 政府調達における腐敗行為、詐欺及びその他の違法行為に対処するための刑事上、民事上又は行政上の措置を採用又は維持し、かつ、誠実に業務を行い、適切な商慣行を利用する、供給者との契約を促進する。
- 本協定に関し非政府ステークホルダーと協力する。
- 腐敗行為を防止しこれと戦うために、公衆の意識を高めるとともに、公的部門以外の個人や団体の積極的な参加を促進し、腐敗行為を暴くことに努めるメディアを支援し、及び保護し、腐敗対策に関するプログラムや取組においてジェンダー平等や女性の自立的な力の育成を推進する政策を促進する。
- 関連するステークホルダーとの連携やUNCAC 国別レビュー報告書のフォローアップ等、UNCAC の実施レビューメカニズムに関連する透明性及び包摂性の重要性を反映するための行動をとる。
- 労働における基本的な原則及び権利に関する宣言及びその実施についての措置（1998年採択、2022年修正）に述べられている基本的権利に関する原則を尊重し、促進し、及び実現することを含む国際労働機関（ILO）の加盟国としての義務を確認し、適当な場合には、労働者の結社の自由又は団体交渉権の行使への妨害を禁止することを含む、労働者の権利の尊重の確保とともに、各国の労働法令の下での移民労働者の適切な保護を提供する措置を採用し、又は維持する。
- 租税に関する透明性及び情報交換についての努力、国内資金動員の改善努力、租税政策の効果的な実施と管理に関する努力を認識し、かつ支持する。
- 十分な訓練を受けた効率的な税務行政の発展を確保し、腐敗防止関連法令が適用される事件を効果的に捜査及び訴追し、並びに国際的な租税に関する課題について協力するための能力開発を支持する。
- マネー・ローンダリング及び関連する前提犯罪並びにテロ資金供与対策に関して協力し、また、適切なルートを通じて金融情報を共有する。

- 本協定の実施について懸念があるパートナーに、他のパートナーに対して問題の概要を求める選択肢を求め、当該懸念についての助言や解決策を得るための選択肢を提供するアドホック委員会を含む革新的な協議条項を提供する。

本協定の下で、IPEF パートナーは、本協定の全ての面での実施を効果的に行うお互いの能力を高めるため、新たな能力開発枠組み（CBF）を設立する。具体的には、CBF は本協定の支柱となる技術支援と能力開発提供のための原則、手段、ニーズの特定及び手続の概要を定めるものであり、かつ、協定の不可欠な部分である。IPEF パートナーは、非政府組織、労働組合及び民間部門がパートナー間での能力開発の努力への貢献に対して果たすべき役割を認識し歓迎する。

IPEF パートナーはまた、次のことを行う。

- コミットメントの実施、実施における困難及びあらゆる技術支援のニーズについて議論するため、腐敗、労働及び税に関する年次共同会合を開く。
- C B F のための技術支援及び能力開発のニーズに関する情報提供を含む相互情報交換の制度を通じて実施状況を監視する。
- 本協定の実施に関する利害関係者のインプット及び本協定の目的を支援するための調整を深めるための官民対話を促進する。

繁栄のためのインド太平洋経済枠組みに関する協定

IPEF パートナーは、現在行っている閣僚級の協力を公式かつ持続的な構造とすることを通じて、将来にわたるパートナーシップを維持することの重要性を認識し、IPEF 評議会及び合同委員会を設立する繁栄のためのインド太平洋経済枠組みに関する協定に関する交渉の実質妥結を発表した。IPEF 評議会は、IPEF の4つの柱に関連する協定の共同的な運用に影響を与える事柄について検討するとともに、新たなパートナー又は新たな協定の追加の可能性を検討する。合同委員会は、柱2から4の協定間又はこれらの協定全体における取組を可能にする方法や、重複及び潜在的な対立を削減させる方法を特定することを目的として、柱2から柱4において交渉された協定の下での取組を監視する。IPEF 評議会及び合同委員会は、年に1度会合を開催し、全ての閣僚級会合を同じ場所で同時に開催することを目指す。

IPEF サプライチェーン協定

14 の IPEF パートナーは、インド太平洋地域で強靱で競争力のあるサプライチェーンを構築することの重要性を認識し、柱2において交渉された、サプライチェーンの強靱性に関する繁栄のためのインド太平洋経済枠組み協定（IPEF サプライチェーン協定）に

署名した。2023年5月に、IPEFパートナーは、この初の試みとなる協定に関する交渉の実質妥結を発表した。この協定は、地域のサプライチェーンに関する共通の理解を深め、サプライチェーンの途絶に対する危機対応能力を向上させ、サプライチェーンにおける機会及び脆弱性に関する情報及びベストプラクティスを共有し、サプライチェーンを強化するためのビジネスマッチング及び投資を円滑化し、重要分野及び重要物品のサプライチェーン強靱性を向上させ、並びに、IPEF サプライチェーン全体における労働者の権利と労働力の開発を促進すること等により、締約国がサプライチェーンに関して協力できるようにするための構造を確立させる。14のIPEFパートナーは、このサプライチェーン協定の発効に必要な各々の国内手続に関する取組を継続し、そして、本サプライチェーン協定における正式な行動を開始させることを熱望している。この目的を達成するために、IPEFパートナーは、サプライチェーンの監視に関するベストプラクティスを共有し、かつ、サイバーセキュリティと危機への対応に関する机上演習に参加すること等により、サプライチェーンの課題に関する協力を開始した。

##